

個人情報と「信書の秘密」の 保護について

「信書の秘密」の保護

1 憲法上保障された権利

- 表現の自由の確保及びプライバシー保護の観点から、基本的人権として、「検閲の禁止」と併せて「通信の秘密」の保護を明記。

【憲法第21条第2項】 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

2 信書便法における担保措置

- 憲法上の要請を受け、信書便法においても、「検閲の禁止」と併せて「信書の秘密」の保護を規定。

【検閲の禁止(第4条)】 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

【秘密の保護(第5条)】 1 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密(※)は、侵してはならない。
2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

※ 「信書」とは…封書のほか、開封の書状、はがきも含む。

「信書の秘密」とは…信書の内容のみならず、差出人及び受取人の氏名、住所等、信書に関する一切の事項を含む。

(参考) 大阪高判昭和41.2.26

「郵便法上の信書の秘密は、この憲法の目的に適うように解釈しなければならない…同法上の<信書>には封緘した書状のほか開封の書状、葉書も含まれ、秘密には、これらの信書の内容のほか、その発信人や宛先の住所、氏名等も含まれる…」

- 「信書の秘密」を侵した場合等について罰則を規定し、厳格に保護。

【信書の秘密を侵す罪(第44条)】 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 (信書便業務に従事する者の場合は罰則を加重)

【信書便物を開く等の罪(第43条)】 三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

- 併せて、事業計画の許可、信書便管理規程の認可の手續を通じて、「信書の秘密」の保護を担保。

3 他事業分野との比較

	郵便事業	信書便事業	(参考) 電気通信事業
憲法上の要請	検閲の禁止、「通信の秘密」の保護（憲法第21条第2項）		
検閲の禁止	○ 郵便物の検閲を禁止（郵便法第8条）	○ 信書便物の検閲を禁止（信書便法第4条）	● 通信の検閲を禁止（電気通信事業法第3条）
「秘密」の保護	○ 「信書の秘密」を保護（同法第9条第1項） ○ 郵便の業務に従事する者が郵便物に関して知り得た他人の秘密を漏えいすることを禁止（同法第9条第2項）	○ 「信書の秘密」を保護（同法第5条第1項） ○ 信書便の業務に従事する者が信書便物に関して知り得た他人の秘密を漏えいすることを禁止（同法第5条第2項）	● 「通信の秘密」を保護（同法第4条第1項） ● 電気通信事業に従事する者が通信に関して知り得た他人の秘密を漏えいすることを禁止（同法第4条第2項）
「秘密」の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「信書」: 封書のほか開封の書状、葉書も含む。 ・「信書の秘密」: 信書の内容のみならず、差出人・受取人の氏名、住所又は居所等、信書に関する一切の事項を含む。 ・郵便物(信書便物)に関して知り得た他人の秘密」: 信書の内容のみならず、差出人・受取人の氏名、住所又は居所、取扱年月日、差出個数その他通信そのものの構成要素を成す一切の事項(これらの事項を知ることにより通信の意味内容が推知され得るため)。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「通信の秘密」: 通信の内容のみならず、通信当事者の住所、氏名、発受信地、通信年月日等通信の構成要素や通信回数等の通信の存在の事実の有無を含む。 ・「通信に関して知り得た他人の秘密」: 「通信の秘密」のほか、通信当事者の人相、言葉の訛やプッシュホンに記憶された相手番号等、直接の通信の構成要素とは言えないが、それを推知させるもの。
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書の秘密を侵す罪（同法第80条） ・一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 ・郵便業務に従事する者には罰則が加重 ○ 郵便物を開く等の罪（同法第77条） ・三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書の秘密を侵す罪（同法第44条） ・一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 ・信書便業務に従事する者には罰則が加重 ○ 信書便物を開く等の罪（同法第43条） ・三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信の秘密を侵す罪（同法第179条） ・二年以下の懲役又は百万円以下の罰金 ・電気通信事業に従事する者には罰則が加重
保護に対する主な制約	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便物、信書便物又は電信に関する書類は法定の手続によってのみ差押が可能（刑事訴訟法第100条、第222条） ・受刑者の信書の発受に関する禁止・制限、電話等による通信の確認（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第93条～第102条） ・破産管財人による郵便物、信書便物の開披（破産法第82条） 		

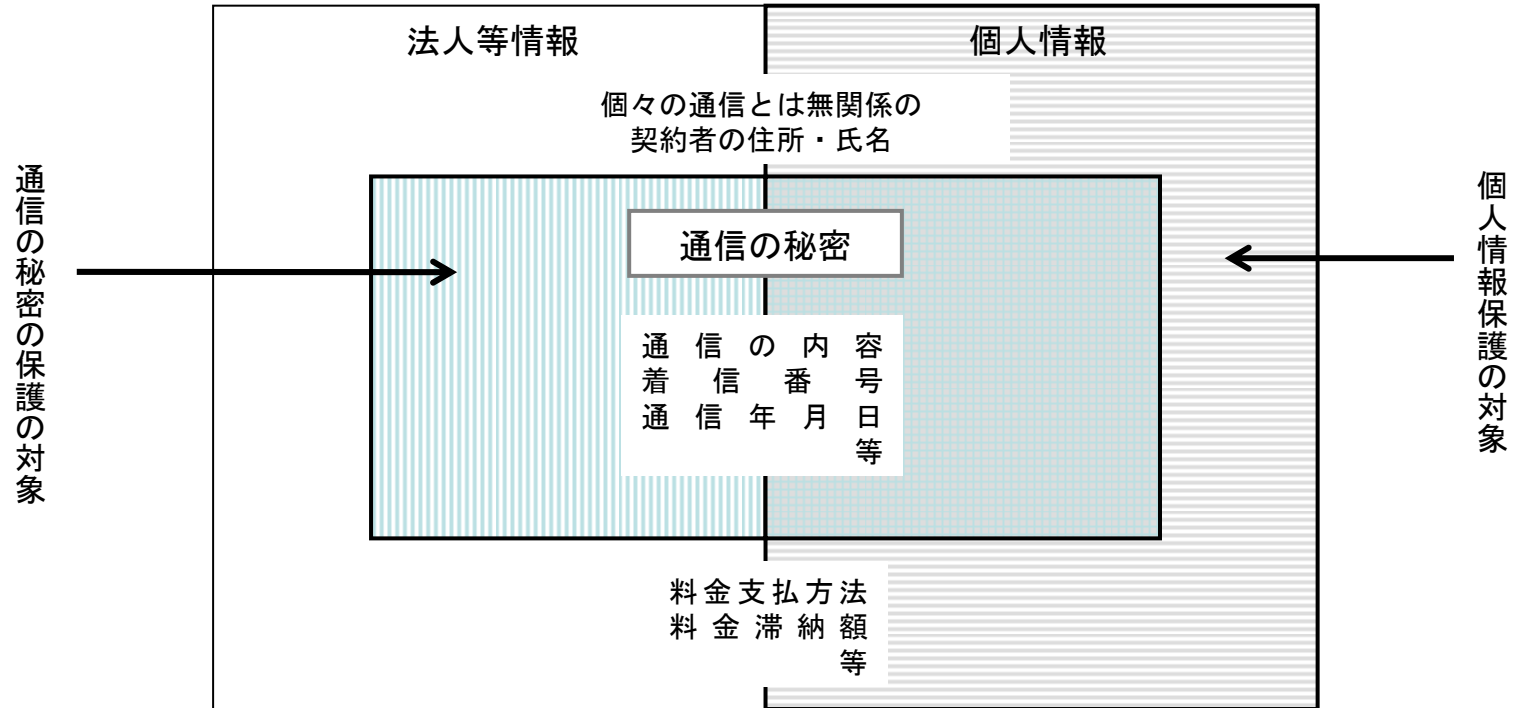
4 個人情報保護と「信書の秘密」の保護

	個人情報保護	「信書の秘密」の保護
保護対象	<p style="text-align: center;">個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 	<p style="text-align: center;">信書の秘密</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信書の内容のみならず、信書に関する一切の事項 ○ 個人のみならず、法人その他の団体の情報も含む
信書便事業における主な該当情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人に関わる「信書の秘密」に該当する情報のほか、個々の信書の送達に関わらない個人情報(例)個々の信書の送達とは無関係な契約者情報、料金の支払状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 差出人・受取人の氏名、住所、差出年月日等
義務付けの対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報取扱事業者(5,000件を超える個人データを取り扱う事業者) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 限定なし(すべての信書便事業者)
主な義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報: 利用目的の特定・通知、適正な取得等 ・ 個人データ: 安全管理措置、従業者・委託先の監督、第三者提供の制限等 ・ 保有個人データ: 開示、訂正、利用の停止等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「秘密」を侵してはならない
主務大臣による措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 是正のための助言、勧告、命令等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業改善命令、許可の取消等
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 是正のための命令に反した場合に処罰 <ul style="list-style-type: none"> ・ 六ヶ月以下の懲役又は三十万円以下の罰金 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処罰(未遂も処罰対象) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一年以下の懲役又は五十万円の罰金 ・ 信書便業務に従事する者の場合は二年以下の懲役又は百万円以下の罰金

個人情報保護と「通信の秘密」の保護との関係

～「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」より～

概念の整理



(出典)総務省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平16. 8. 31総務省告示第695号)解説」より抜粋。

- 同ガイドラインには、個人情報保護法の規定する個人情報取扱事業者に対する義務規定が全て盛り込まれている。
 - 事業者がガイドラインに従って適正に取り扱っておらず、利用者の利益を阻害している場合には、総務大臣が電気通信事業法に基づく業務改善命令を行うことが可能。
- 個人に関わる「通信の秘密」は当該通信当事者の個人情報に包摂されることから、かかる個人情報の取扱いについて規定。
 - 一般原則(第3条)、利用目的による制限(第6条)、第三者提供の制限(第15条)、代理人による個人情報の開示の求め(第19条)
 - 加えて「通信の秘密」については、漏えい等に対する罰則、事業者に対する業務改善命令等の厳格な規定を電気通信事業法に規定。

信書便事業における検討の視点

～個人情報の保護と「信書の秘密」の関係～

検討の視点

- 個人情報の保護と「信書の秘密」の保護の関係について、電気通信事業分野と平行に考えてよいか。
 - 信書便事業における「信書の秘密」も電気通信事業における「通信の秘密」のいずれも、憲法上の基本的人権である「通信の秘密」に基づいて規定。また、「秘密」の内容も類似。

- 個人情報のうち「信書の秘密」に係るものは信書便法に基づく秘密の保護が求められることから、ガイドラインにおいて、その取扱いに関する(確認的な)規定を設ける必要があるか。その場合、どのような事項について規定すべきか。
 - 電気通信事業のガイドラインでは、利用目的による制限、第三者提供の制限、代理人による個人情報の開示の求めにつき、当該個人情報が「通信の秘密」にも該当する場合の取扱いについて規定。

- 秘密の保護に配慮した取扱方法の一つとして顧客情報の取扱いについて規定する「信書便管理規程」の規定とガイドラインの規定の整合性についてどのように考えるべきか。
 - 信書便管理規程の対象である「顧客情報」は、個人情報のみならず、法人その他の団体の情報も対象。
 - 顧客情報の収集(利用目的の特定、適正な取得)、顧客情報の利用・提供の範囲の制限、顧客情報の管理等を規定。これらの規定の中には、個人情報の保護に関する措置と同様のものがある。